五	第一条第三号及び第六号に掲げる新たに普通自動車第一種運転免許（以下この項において「普通免許」という。）を受けようとする者（年齢が十八歳以上二十歳未満の者であつて、普通免許を受けた日から起算して二年を経過しないものを除く。）のうち、道路交通法第九十条第一項の規定により普通免許を受けた日から起算して三年を経過しない者（同法第百一条第一項の規定により普通免許を取り消された者であつて、その取り消された日から起算して三年を経過しないものを含む。）に対する法第百一条の九第二項の規定による技能検査（以下この項において「技能検査」という。）の実施の方法及び基準は、次のとおりとする。	
	三の項の中欄に掲げる教育事項	
六	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。	二　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。
七	ロ　自動車等の運転に関する調査で、コースにおいて又は道路において自動車等の運転に関しつい若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器具を用いた検査に基づく個別的指導（個人指導（運転免許取得者教育指導員一人に対し指導を受ける者が一人のみであるものをいう。ハにおいて同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。	
八	ハ　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。	
九	ニ　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。	
十	略	

五	［項を加える。］	ホ　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。
六	［同上］	
七	［同上］	
八	［同上］	
九	［同上］	